

競争参加者の資格に関する公示

仙台外(8)照明設備改修工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和8年6月25日

東北防衛局長 池松 英浩

- 1 工 事 名 仙台外(8)照明設備改修工事
- 2 工事場所 宮城県仙台市ほか
- 3 工事概要 以下に掲げる設備工事を行う。
 - 【陸上自衛隊仙台駐屯地】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
 - 【陸上自衛隊多賀城駐屯地】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
 - 【陸上自衛隊霞目駐屯地】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
 - 【陸上自衛隊船岡駐屯地】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
 - 【陸上自衛隊船岡弾薬支処】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
 - 【陸上自衛隊神町駐屯地】
 - ・既設建物の照明器具LED化 一式
- 4 工期 契約締結日の翌日から令和10年7月31日まで
ただし、仙台駐屯地は令和9年3月15日まで
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
 - (1) 交付期間 令和8年6月25日から同年9月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで。
 - (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号
東北防衛局総務部契約課
TEL 022-297-8296
E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp
 - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出
 - (1) 提出期間 令和8年6月26日から同年7月9日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

(2) 提出場所 上記 5 (2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記 5 (2)に示す交付場所へ電話により連絡するものとする。）。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和 7 ・ 8 年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記 7 (2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和 8 年 6 月 25 日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和 8 年 6 月 26 日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 2 又は 3 者の組合せとする。

ア 防衛省における令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級・総合審査数値欄の等級）が「A」であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級・総合審査数値欄の等級）が「B」以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31.）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記 1 に記した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年度から入札公告日（令和 8 年 6 月

25日)までの次の要件を満たす施工実績を有すること。

建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が30%以上、3者による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

ア 代表者は、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した、国内における工事のうち、次の要件を満たす施工実績を有すること。

・建物附帯電気設備工事

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 元請けにおいて完成・引渡しが完了した建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）であつて、防衛省が発注した総合発注工事（以下、「防衛省総合発注工事」という。）の一次下請けとして施工した工事のうち、次の要件を満たす施工実績を有すること。

・建物附帯電気設備工事

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

イ 削除

ウ 建設業法の「電気工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

エ 「電気工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「電気工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。
ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「仙台外(8)照明設備改修工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。